

令和7年度宇和島市立天神小学校いじめ防止基本方針

宇和島市立天神小学校は、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針及び関係通知にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、天神小学校の児童等の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、本校の基本理念、基本的な方針の策定及び基本施策を次のとおり定め、いじめの防止等のための対策を、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、総合的かつ効果的に推進する。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 総則第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第1 基本理念

いじめの防止等のための対策は、

- (1) いじめが本校の全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

第2 基本方針

天神小学校は、

- (1) 本校の基本理念及び国の基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定し、学校便り、ホームページ等により公表する。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、策定した基本方針が実情に即して機能しているかをPTA役員会、学校関係者評価委員会と連携・協力の下点検し、必要に応じて見直しを行う。

第3 基本施策

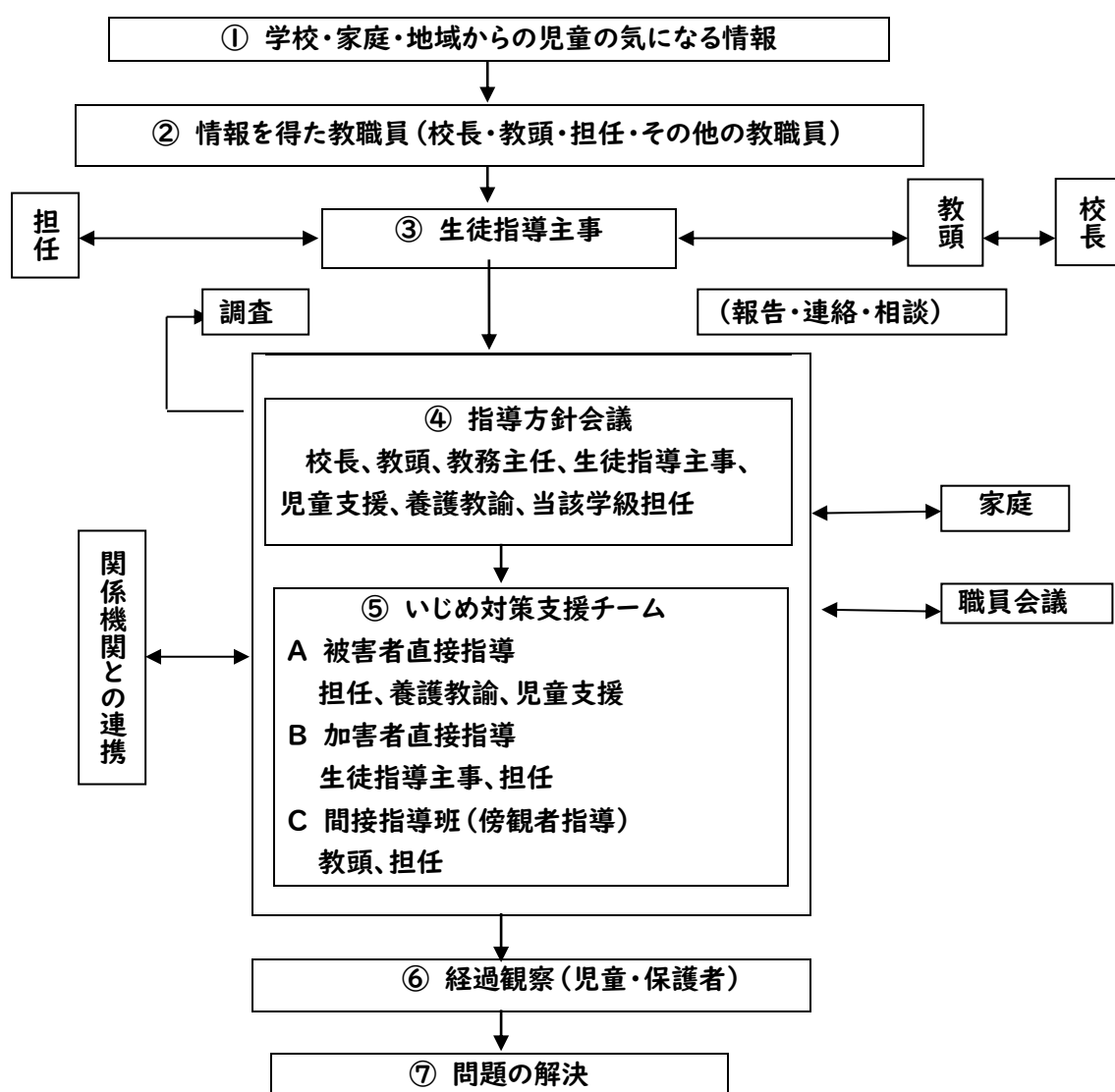
天神小学校は

- (1) 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 本校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって本校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、本校に在籍する児童等及びその保護者並びに本校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- (3) 本校におけるいじめを早期に発見するため、本校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- (4) 本校に在籍する児童等及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- (5) 相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。
- (6) 本校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- (7) 本校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他

のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

- (8) 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、保護者、地域関係者、接続保育園・中学校により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（天神小学校児童を守り育てる協議会）を置く
- (9) 校長は、いじめの通報を受けたとき本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を生徒指導主事を経由して宇和島市教育委員会に報告するものとする。

いじめ問題への組織対応図



- (10) 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (11) 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- (12) 本校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者とい

じめを行った児童等の保護者との間で問題が起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

- (13) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、本校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- (14) 校長は、いじめの報告を受けたときは、必要に応じ、教職員に適切な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- (15) 校長及び教員は、本校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加える。
- (16) 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、校長の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (17) 校長は、重大事態調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (18) 本校が重大事態調査を行う場合においては、校長は、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。
- (19) 学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。
- (20) いじめの認知件数が0の場合は、児童や保護者に公表し、検証を仰ぐようにする。

平成26年1月31日策定
(令和7年4月1日改訂)